	(二)　製糸副産物 蚕蛹、蚕蛹油かす、蚕蛹粉末 (三)　魚介類製造飼料 魚かす、魚粉、えび粉末、おきあみ粉末、貝殻粉末、フィッシュソリュブル、その他魚介類製造飼料 (四)　乳質飼料 脱脂粉乳、ホエイパウダー、その他乳質飼料 (五)　(一)から(四)までに掲げるもの以外の動物性製造飼料 三　配合、混合飼料 (一)　配合飼料 (二)　混合飼料 魚粉二種混合飼料、圧べん混合飼料、フィッシュソリュブル吸着飼料、糖蜜吸着飼料、植物性たん白質混合飼料、動植物性たん白質混合飼料、その他混合飼料 (三)　愛がん動物飼料（調整されたもの） (四)　観賞魚用飼料 (五)　(一)から(四)までに掲げるもの以外の配合、混合飼料 四　前三号に掲げるもの以外の飼料
第三十八類　漆類	生漆、精製漆、その他漆
第三十九類　精油類	ジャスミン油、はっか油、ユーカリ油、オレンジ油、ベルガモット油、レモン油、バニラ油、シナモン油、ひのき油、ベチバー油、ラベンダー油、ローズマリー油、その他植物性精油
第四十類　木炭類	白炭、黒炭、粉炭、その他木炭
第四十一類　畳表類	いぐさ畳表、七島い畳表
第四十二類　生糸類	家蚕の生糸、野蚕の生糸

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○農林水産省告示第千三百九十六号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第三条第一項の規定に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成二十年二月二十一日農林水産省告示第二百五十四号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十七年五月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一の1の柱書き中「、今般」を削り、「。以下「改正法」という。）が制定され」を(一)により、平成二十四年三月に鳥獣被害防止特措法の一部が改正された。さらに、平成二十六年十一月には、特定鳥獣被害対策実施隊員（鳥獣被害防止特措法附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員をいう。）以外の被害防止計画（鳥獣被害防止特措法第四条第一項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）に基づく対象鳥獣（鳥獣被害防止特措法第四条第二項第二号に規定する対象鳥獣をいう。以下同じ。）の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を延長することを目的として」に改め、同柱書きに次のように加える。

また、環境省及び農林水産省は、平成二十五年十二月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、ニホンジカ及びイノシシの当面の捕獲目標として生息数を平成三十五年度までに半減することとした。また、同じく両者は、平成二十六年四月に策定した「被害対策強化の考え方」において、平成三十五年度までに、ニホンザルについては加害群の数の半減、カワウについては被害を与えるカワウの生息数の半減を目指すこととした（いずれも、侵入防止柵の設置や追払い等により、群れやねぐら・コロニーの加害度を低減させることを含む。）。これらを踏まえ、鳥獣被害対策を強化することが必要である。

加えて、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）が改正され、平成二十七年五月に施行された。改正に伴い、法律の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改められ、目的規定に鳥獣の管理の適正化を図ることが加えられたほか、都道府県及び国が実施する鳥獣の管理のための計画を位置付けるなど、施策体系が整理されており、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止施策との一層の連携が求められている。

一の1の(1)の①中「八倍、ニホンジカは約八倍」を「十二倍、ニホンジカは約六倍」に、「二倍」を「四倍」に、「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「を上回り、平成二十二年度」を「前後で推移し、平成二十五年度」に、「二百三十九億円」を「百九十九億円」に改め、同②中「六千二百ヘクタール（平成二十二年度」を「八千八百九十五ヘクタール（平成二十五年度」に、「幼齢木」を「植栽木の食害、ノネズミによる植栽木の樹皮及び根」に、「八千ヘクタール」を「九千ヘクタール」に改め、「みると、ニホンジカ」の下に「、ノネズミ」を加え、「六割」を「八割」に改め、同③中「被害金額は北海道だけで毎年十億円以上」を「北海道における平成二十五年度の被害金額は約二十億円」に改め、「近年、」の下に「全国的に」を加え、「有用魚種の食害等が拡大している」を「有用魚種等の食害、これに伴う遊業者の減少による地域経済への悪影響といった被害の拡大が見られる」に改め、同④中「年間約百五十人（平成二十二年度）」を「、平成二十二年度に年間約百五十人」に改め、「最多と」の下に「なったほか、平成二十三年度以降も年間五十～七十人程度の被害が発生し、平成二十六年度は、十一月現在で百二十人」を加える。

一の1の(2)の①中「これまで、」を削り、「その数」を「その生息数」に改め、「増加し」の下に「、又はその生息地の範囲が拡大し」を加え、「著しい」を「深刻な」に、「鳥獣等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）」を「鳥獣（鳥獣保護管理法第二条第四項に定める希少鳥獣を除く。）がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、鳥獣の管理を図るため特に必要と認めるときは、鳥獣保護管理法」に、「特定鳥獣保護管理計画」を「第二種特定鳥獣管理計画」に、「鳥獣保護法第七条第一項」を「鳥獣保護管理法第七条の二第一項」に、「個体数管理」を「個体群管理」に、「保護管理対策が行われてきている。また、トドについては、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく管理対策が行われてきている。」を「対策を行うこととされている。加えて、特定の地域において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大し、農林水産業等に深刻な被害を与えている希少鳥獣がある場合において、その生息状況や被害状況等を勘案して、安定的な維持を図りつつ計画的な管理を図る必要があると認めるときは、環境大臣が特定希少鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の四第一項に定める特定希少鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）を作成し、管理対策を行うこととなっている。」に改め、その次に次のように加える。

また、トドについては、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく管理対策が行われてきている。平成二十六年八月には、「トド管理基本方針」を策定し、トドの絶滅の危険性がない範囲内でトドによる漁業被害を最小化するとの考え方に基づき、平成三十六年度に日本海における来遊群の個体数が平成二十二年の水準の六十パーセントとなるまで減少させることを管理の目標として、採捕数の上限を約二百頭から約五百頭に見直している。

さらに、森林におけるノネズミについては、森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）に基づく駆除等が行われてきている。